

令和7年度特定健診受診率向上業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

松前町における特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率は、令和5年度において、法定報告値38.6%と、松前町国民健康保険第3期保健事業の実施計画（データヘルス計画）（以下「データヘルス計画」という。）で掲げる目標値60.0%に対して乖離が大きいことから、本業務委託において、特定健診未受診者の特性を分析し、効率的かつ効果的な受診勧奨を実施することで、特定健診の受診率向上を図ることとする。また、データヘルス計画の目的である、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、事業実施結果について効果検証を行いうことで、次年度の特定健診の受診率向上業務に反映させることを目的に、豊富な専門知識やノウハウを有する事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に勘案し、最良の事業者と委託契約を行うため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定に必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度特定健診受診率向上業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度特定健診受診率向上業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり
- (3) 委託上限額 4,959,900円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格は、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 人口規模が松前町と同規模以上の自治体で、人工知能等分析ツールを活用して仕様書に記載するデータを分析し、受診対象者の抽出や勧奨物を作成する等効率的かつ効果的な特定健診受診率向上に関する業務の実績を有していること（印刷製本のための業務は実績と認めない。）。
- (2) 令和7・8年度松前町入札参加有資格業者名簿に登録されていること又は企画提案書の提出期限までに登録が予定されていること。
- (3) 参加申込書の提出時において、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年松前町告示第10号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

4 スケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。ただし、「（予定）」と記載している日程は、変更する場合がある。

- (1) 公募開始
令和7年3月26日（水）松前町ホームページに掲載
- (2) 参加申込書及び質問書の提出期限
令和7年4月7日（月）17時（必着）
- (3) 質問に対する回答
令和7年4月10日（木）（予定）
- (4) 企画提案書の提出期限
令和7年4月22日（火）17時（必着）
- (5) 参加資格の確認結果・プレゼンテーション開始時間の通知
令和7年4月24日（木）
- (6) プレゼンテーションに対する審査日
令和7年4月30日（水）（予定） ※詳細は、別途参加者に通知する。
- (7) 審査結果の通知
令和7年5月9日（金）（予定）
- (8) 契約締結
令和7年5月中旬頃

5 参加方法

- (1) 参加申込書等の提出
参加しようとする事業者（以下、「参加者」という。）は、次により参加申込書等を提出すること。
ア 提出期限 令和7年4月7日（月）17時（必着）
イ 提出物 参加申込書（様式1）、会社概要（様式2）
ウ 提出方法 持参（土・日曜日を除く8時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）
- (2) 質問書の提出等
ア 提出期限 令和7年4月7日（月）17時（必着）
イ 提出物 質問書（様式3）
ウ 提出方法 電子メール（※提出後、電話で提出した旨を報告すること。）
エ 質問への回答 令和7年4月10日（木）までに電子メールで回答する（予定）。回答は、質問者を伏せた形で参加申込者の提出のあった全ての事業者に行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
オ 注意事項 質問書以外で提出された質問及び提出期限以降に提出された質問（配送業者の都合により到着が遅れた場合を含む。）に対しては、一切回答しない。
- (3) 企画提案書の提出
企画提案書は、1者1提案とし、仕様書及び令和7年度特定健診受診率向上業務企画提案書作成要領の内容を踏まえ、次により提出すること。
ア 提出期限 令和7年4月22日（火）17時（必着）

イ 提出物 企画提案書（正本1部、副本7部）、参加資格誓約書（様式4）

ウ 提出方法 持参（土・日曜日を除く8時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）

(4) 企画提案書の取扱い

ア 松前町健康課において、参加者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求めることがある。

イ 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え及び再提出は、認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

エ 発注者は、審査に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。

オ 提案を取り下げる場合は、取下書（様式5）を提出すること。また、委託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様とする。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

カ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 提出書類は、松前町情報公開条例（平成13年松前町条例第12号）に基づき情報公開請求の対象となる。なお、同条例第7条第2項第1号から第7号に掲げる情報については非公開とし、同条例第8条のとおり、非公開情報部分を除いた部分の公開はする場合がある。

(5) 企画提案書の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案を行った場合

ウ 手続において提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案を行った場合

(6) その他

ア プロポーザルへの参加のために提出された書類一式（以下「申込書等」という。）は委託候補者の選定以外の目的で使用しない。

イ 提出された申込書等は返却しない。

ウ 企画提案書の作成、提出、審査会への参加等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

6 審査

(1) 審査方法

ア 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。

イ 審査項目に基づき審査及び採点（各項目5～15点）を行い、委託候補者を選定する。

審査項目		評価の視点
方針の理解度		基本方針・町に対する理解度、業務への意欲
業務目的		業務目的を達成するためのコンセプトの明確さと効果が期待できる提案
実施	分析方法	分析方法の有効性
内容	勧奨方法	対象者特定に応じた効果的な勧奨方法と独自性

	課題への対策	本町の課題への有効な対策と、その内容に根拠や実績を有しているか。
	勸奨結果報告	効果検証の項目や内容の適切さと次年度に向けた効果的な提案内容。本町と同規模自治体との比較検証ができる勸奨結果報告。
業務推進体制		業務推進体制（的確さ、迅速さ、町との連携体制、関係機関等との協力体制の有無、セキュリティ対策）
業務実績		市町村国保特定健診受診率向上に関する業務（類する業務を含む。）における前年度比4.0%以上の受診率向上の実績
工程		工程の適正さ
経費見積		別に定めた計算式により行う。見積額の適正さ。
その他		受診率向上に資する付帯的な協力の提供。

ウ 審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。

エ 参加者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に委託候補者として選定する。6割に満たない場合又は参加者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) プレゼンテーションに対する審査

ア 日程 令和7年4月30日（水）（予定）

イ 場所 松前町役場内会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、20分以内とする。

(イ) プレゼンテーションの出席者は、再委託先等関係者を含めて5人までとする。

(ウ) プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること（10分以内の予定）。

(エ) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出期限までに提出した企画提案書により行うものとする。なお、プレゼンテーションにプレゼンテーションソフトを用いる場合であって企画提案書とは別に作成したスライド（企画提案書の内容に沿ったものに限る。）を用いる場合は、当該スライドを印刷した資料を、審査会当日の参加者がプレゼンテーションを開始する前までに8部提出すること。

(イ) プロジェクターと65型のディスプレイ、HDMIケーブル（プロジェクターとパソコンを接続する端子）は松前町で用意する。その外、プレゼンテーションに必要な物がある場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。

(ウ) 審査に当たっては、プロポーザル審査会の前日までに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

(エ) プレゼンテーションの開始時間は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ4月24日（木）に電子メールで通知する。

(オ) (エ)で指定した時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

(カ) 企画提案が多数ある場合は、提出書類による一次審査によりプレゼンテーション実施者
を選考する。当該審査で選考外となった場合は、上記(エ)と同様の方法により通知する。

(キ) 審査会は、非公開とする。

(3) 審査結果

審査結果は、参加申込書に記載された連絡先へ5月9日(金)に電子メールで通知する。(予定)。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約

(1) 契約締結の協議

審査の結果、委託候補者として選定された参加者と、提出された企画提案書を基に業務について協議を行い、契約書を作成する。したがって、企画提案書の提案内容や金額がそのまま契約内容となるものではなく、協議の過程で仕様書及び提案内容の一部に変更がある場合がある。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者を委託候補者として協議を行う。

(2) 契約の締結

協議の上、決定した仕様書及び企画提案書に基づき、委託候補者から見積書の提出を願い、限度額の範囲内であることを確認して、契約を締結する(令和6年5月中旬頃の予定)。

8 業務の実施

当該業務を受注した事業者(以下「受注者」という)は、契約締結後遅滞なく、企画提案書、仕様書及び委託契約書に基づき業務を実施すること。

9 その他

(1) 参加者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

(2) 参加者は、連絡ができる体制を整えておくこと。

10 申込書等の提出先・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井710番地

松前町総合福祉センター2階 保健福祉部健康課健康増進係

TEL:089-985-4118 FAX:089-985-4158

E-mail: 731hoce@town.masaki.ehime.jp